

改正案	現行
<p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要しないもの）</p> <p>第三条 法第九条第一項第一号の政令で定める海底の形質の変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）</p> <p>六 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第四条第一号に掲げる行為</p> <p>七 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 次条第二号から第十号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更</p> <p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要するもの）</p> <p>第四条 法第九条第一項第二号の政令で定める行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて</p>	<p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要しないもの）</p> <p>第三条 法第九条第一項第一号の政令で定める海底の形質の変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 次条第二号から第八号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更</p> <p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要するもの）</p> <p>第四条 法第九条第一項第二号の政令で定める行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて</p>

、次に掲げる行為以外のものとする。

一 開発計画又は管理計画に基づいて行_レう施設等の新設、改修又は増設

二 四 (略)

五 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行_レう同項第三号に掲げる行為(同項第一号の占用を伴うものを含む。)

六 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為(施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。)

七 海面の埋立て又は干拓の工事を行_レうために必要な施設等の新設、改修又は増設

八 (略)

九 法第五条第一項又は第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた施設等の新設、改修又は増設

十 非常災害のために必要な応急措置として行_レう施設等の新設、改修又は増設

(指定海域における行為で届出を要するもの)

第六条 法第十二条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為(同項の規定により、指定海域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為を除く。)とする。

一 (略)

二 土石の採取又は除去であつて、次に掲げる行為以外のもの

イ (略)

、次に掲げる行為以外のものとする。

一 開発計画又は管理計画に基づいて行_レなう施設等の新設、改修又は増設

二 四 (略)

(新設)

(新設)

五 海面の埋立て又は干拓の工事を行_レなうために必要な施設等の新設、改修又は増設

六 (略)

七 法第五条第一項又は第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた施設等の新設、改修又は増設

八 非常災害のために必要な応急措置として行_レなう施設等の新設、改修又は増設

(指定海域における行為で届出を要するもの)

第六条 法第十二条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為(同項の規定により、指定海域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為を除く。)とする。

一 (略)

二 土石の採取又は除去であつて、次に掲げる行為以外のもの

イ (略)

<p>ロ 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為</p> <p>ハ 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（土石の採取又は除去を伴うものに限る。）</p> <p>ニ 次号イからハまでに掲げる行為をするために必要な土石の採取又は除去</p> <p>三 施設等の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のもの</p> <p>イ 海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 第四条第二号から第七号まで又は第十号に掲げる行為</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 次号イ又はロに掲げる行為をするために必要な土石の採取又は除去</p> <p>三 施設等の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のもの</p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第四条第二号から第五号まで又は第八号に掲げる行為</p>
--	--